

「太陽光発電設備等の導入に関する調査」の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

！ 背景と目的

【勧告先】経済産業省 【勧告日】令和6年3月26日 【回答日】令和7年3月7日

- ◇ 再生可能エネルギーに係る固定価格買取制度が平成24年7月に導入されて以降、全国で太陽光発電設備等の導入が拡大した一方、一部の太陽光発電設備等に関し、地域の現場では、地域住民への説明が十分になされないまま事業が開始される例、設備の設置後に土砂が流出する例などのトラブル等が発生
- ◇ 令和5年に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）が改正され、i）事業計画の認定要件に、発電事業者による事業内容の周辺地域に対する事前周知の追加、ii）関係法令等の違反事業者に、FIT/FIP交付金を一時留保する措置の導入など、地域と共生した再生可能エネルギー導入のための規律が強化
- ◇ 改正再エネ特措法による新たな措置等も踏まえ、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等※の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討することを目的に調査を実施

※ 事業計画の認定件数の多くを占める太陽光発電設備及び風力発電設備

経済産業省に対し、以下の事項を勧告

- ① トラブル等の未然防止に向け、経済産業省による現地調査を強化
- ② 地方公共団体に対し、認定設備情報等、情報提供フォームなどを周知
- ③ 法令違反等の状態が改善されない場合はFIT/FIP交付金の留保などの必要な措置を適確に実施

✓ 改善措置

- トラブル等の発生後に実施していた現地調査を、トラブル等の未然防止のため、トラブル等の発生前にも実施
- 地方公共団体が出席する各種会合において、認定設備情報等、情報提供フォームなどを周知
- 法令違反等の状態が未改善の事業に対し、FIT/FIP交付金の一時留保措置を実施

1 トラブル等の未然防止対策

制度の概要

- ◇ 再エネ特措法は、発電事業者に対し、関係法令の遵守とともに、発電設備の適切な保守点検及び維持管理並びに標識及び柵塀の設置を義務付け。未設置等の法令違反については指導等が行われ、改善されない場合には、認定取消し等の対象

勧告（調査結果）

経済産業省は、トラブル等の事後対応のみならず、未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化し、発電設備の法令遵守を徹底させること。

現地調査の実施に当たっては、通報のあった発電事業者等の情報を活用した調査対象の選定や写真等を活用した設備の状況把握により効率的・効果的に行うこと。

<調査結果>

- 標識や柵塀の未設置等の事例が相当数みられたほか、同一の発電事業者が複数の太陽光発電設備で、不適切な維持管理等をしている事例あり
- 条例に基づき、設置完了届等が提出された設備に対する現地確認を実施し、標識・柵塀の設置や排水対策の実施状況を確認することで、トラブル等の未然防止を図っている市町村あり
- 経済産業局では、トラブル等について通報を受けた場合に現地確認を実施。中には、限られた職員数で対応しているため、頻繁には実施できないとする経済産業局もあり
- 現地確認以外にも、写真を活用して法令遵守状況等を確認している市町村や経済産業局あり

改善措置状況

- **トラブル等の発生後に実施していた現地調査を、トラブル等の未然防止のため、トラブル等の発生前にも実施し、令和7年1月時点で1,295設備に対して実施**
現地調査により把握した標識や柵塀の未設置については、今後、発電事業者に対して指導等を行う予定
- **これまで通報のあった発電事業者の情報や、地図情報と照らした土砂災害警戒区域における設置状況等を基に対象設備を抽出しているほか、写真を活用した設備の状況把握により効率的・効果的に実施**

2 地方公共団体との連携

制度の概要

- ◇ 経済産業省は、地方公共団体において、発電事業者の連絡先等を把握する手段として、経済産業省のホームページで公表している「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」、地方公共団体が閲覧できる「認定設備情報等」を提供
- ◇ 再生可能エネルギー発電設備の関係法令違反等に関する地方公共団体から経済産業省への通報手段として、経済産業省のホームページに設けた「情報提供フォーム」のほか、令和5年3月からは「関係法令違反通報機能」を追加

勧告（調査結果）

- ① 経済産業省は、地方公共団体が発電設備等に関する情報を収集しやすくなるよう、事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等を周知すること。
- ② 経済産業省は、関係法令違反等の通報・改善が迅速に図られるよう、地方公共団体に対し、情報提供フォームや関係法令違反通報機能を周知すること。

<調査結果>

- ① 調査に回答した861市町村のうち、事業計画認定情報公表用ウェブサイトを知らないと回答したのは509市町村（59.1%）、認定設備情報等を知らないと回答したのは564市町村（65.5%）
一方、活用している市町村からは、発電事業者の特定などトラブル等の対応において役に立っているとする意見あり
- ② 調査に回答した861市町村のうち、情報提供フォームを知らないと回答したのは605市町村（70.3%）
また、経済産業局への情報提供や相談ができるという認識を有していない市町村もあり

改善措置状況

全地方公共団体向けの説明会である「地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会」（令和6年10月開催）、地方別の「地域連絡協議会」（北海道地方、東北地方、中国地方で、同年7月～8月にかけて開催）及び都道府県別説明会（富山県、福井県、和歌山県で、同年11月に開催）の機会を通じ、事業計画認定情報公表用ウェブサイト、認定設備情報等、情報提供フォーム及び関係法令違反通報機能を周知

3 発電事業者への適切な指導等の実施

制度の概要

- ◇ 経済産業局では、再生可能エネルギー発電設備のトラブル等に係る通報を受け付け、発電事業者に対する指導等を実施。指導等により法令違反が改善されない場合、改善命令や認定取消しの措置に移行
- ◇ 令和5年の再エネ特措法の改正により、6年度からFIT/FIP交付金を留保する措置が新設されるとともに、当該措置並びに改善命令及び認定取消しの措置の実施に当たり、所在不明の発電事業者に対する公示送達※の措置も新設

※ 相手方が所在不明で意思表示を到達させることができない場合に、その意思表示を到達させるための措置

勧告（調査結果）

経済産業省は、経済産業局が指導等を行っても改善されない場合や、発電事業者と接触できなかった場合などについての経済産業局から経済産業省本省への協議基準を整理すること。

当該基準を踏まえ、指導等を着実に実施するとともに、改善されない場合はFIT/FIP交付金の留保などの必要な措置を適確に実施すること。

<調査結果>

- 経済産業局では、まずは口頭指導を実施し、口頭指導後も未改善の場合や口頭指導の際に連絡がとれない場合には、経済産業省本省と協議して文書指導を実施するとしているが、その協議基準を定めている経済産業局はみられず。
- 連絡がとれない発電事業者に対し、通報の受付から長期間経過しているが、文書指導を実施していない経済産業局や、特定記録郵便を送付しても宛先不明で連絡がとれない発電事業者に対し、特段の対応を行っていない経済産業局あり

改善措置状況

- これまでの関係法令違反等の事例や令和6年度から開始した現地調査の結果も踏まえ、令和7年度の早期に協議基準を作成する予定

なお、経済産業局と経済産業省本省との連携を職員の増員や定期的な会議の開催等により強化し、円滑な情報共有がなされる体制も構築

- 森林法、農地法等に基づく関係機関の指導がなされているにもかかわらず、改善されていなかった事業等に対し、令和6年4月に9件、8月に342件、11月に19件のFIT/FIP交付金の一時留保措置を実施

太陽光発電設備等の導入に関する調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1 回目のフォローアップ) の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和 5 年 6 月～6 年 3 月
- 2 対象機関 調査対象機関：経済産業省
関連調査等対象機関：市町村（121）

※このほか、管区行政評価局による実地調査に先駆け、令和 4 年度に、当該調査における関連調査等対象機関の選定資料等として活用することを目的として、基礎調査（太陽光発電設備の認定件数上位の 24 都道府県の全 943 市町村を対象とした書面での調査）を実施

【勧告日及び勧告先】 令和 6 年 3 月 26 日 経済産業省

【回 答 年 月 日】 令和 7 年 3 月 7 日 経済産業省 ※改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）に係る固定価格買取制度が平成 24 年 7 月に導入されて以降、全国で太陽光発電設備等の導入が拡大している。
 - 国は、令和 12 年度の温室効果ガス排出量 46%削減に向けて、再エネの電源比率を倍増（元年度比）する計画（第 6 次の「エネルギー基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定））を策定し、その導入を促進している。
 - 一方、一部の太陽光発電設備等に関し、地域の現場では、地域住民への説明が十分になされないまま事業が開始される例、発電設備の設置後に土砂が流出する例などのトラブル等が発生している。
 - 令和 5 年に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）が改正（令和 5 年 6 月 7 日公布、6 年 4 月 1 日施行）され、再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」という。）の認定要件として、説明会の開催等により、事業内容を発電事業者が周辺地域に対して事前周知することが追加されるとともに、関係法令等の違反事業者に対しては、FIT/FIP の国民負担による支援（FIT/FIP 交付金）を一時留保する措置が導入され、地域と共生した再エネ導入のための規律が強化されたところである。
 - 本調査は、上記の再エネ特措法の改正による新たな措置等も踏まえ、地域と共生を図りつつ、太陽光発電設備等（注）の適正な導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討することを目的に実施したものである。
- （注） 事業計画の認定件数の多くを占める太陽光発電設備及び風力発電設備。以下同じ。

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
1 トラブル等の未然防止対策 (1) 事業計画の申請時（太陽光発電設備等設置前）における改善策（勧告要旨） 経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。 ○ 周辺地域への事前周知を行ったことを証する資料に基づき、予防措置の説明、地域住民からの質問を踏まえた検討結果の説明などが適切に行われているかについて確認すること。 （説明） 《制度の概要》 ○ 令和5年の再エネ特措法の改正によって、説明会の開催等により事業計画の内容を地域住民に対して事前周知することが事業計画の認定要件となった。 ○ 周辺地域への事前周知の認定要件化を踏まえ、経済産業省は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）を改正し、発電事業者に対して、事業計画の認定申請時に、安全面、自然環境・生活環境等の観点から事業による影響とその予防措置についての説明等を行ったことを証する資料の提出を求めることとしている。 《調査結果》 ○ 条例で住民説明を義務化している市町村の中には、発電事業者に対し、住民説明に関する報告書の提出を求めているところがあり、これらの中には、以下について確認している市町村もみられた。 i) 事業内容等の地域住民に周知した内容 ii) 地域住民からの主な意見、意見に対する回答 iii) 地域住民の意見を踏まえて検討した事業内容となっているか 等	→ 令和6年4月に施行された改正再エネ特措法に基づき、令和6年度から、出力が一定規模以上等の再エネ発電事業については、事業計画の認定申請に先立ち、発電事業者に対し、説明会の開催等による事前周知の実施を求めている。 左記の勧告内容については、令和6年度の認定申請に係る審査の中で、認定申請のあった事業計画に基づく事業が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼす可能性のある影響、その予防措置の内容等について適切に説明されているか、説明会当日や開催後に寄せられた質問等に対し誠実に対応しているか等について「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき確認を行っており、説明等が不十分である場合には、発電事業者に再度説明等を行うことを求めており、厳格な運用を行っている。

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
○ 事業着手前に住民説明が行われた事例の中には、以下のように、説明内容と異なる造成や維持管理がなされていたが、関係資料が地域住民に共有されていたことで、迅速な解決が図られている事例がみられた。 i) 事業や造成工事の概要等が記載された資料の回覧が行われたことで、計画と異なる造成工事を地域住民が発見し、防災工事等が実施された事例 ii) 除草時期が説明されていたことで、その時期に雑草が繁茂していることを地域住民が発見し、除草作業が実施された事例 また、このような地域住民に対して事前周知された内容と異なる造成や維持管理がなされた場合について、本調査中に経済産業省に見解を確認したところ、「周辺地域への事前周知の内容と実際の再エネ発電事業とが異なる場合、認定取消しなどの厳格な対応を行う。」旨の回答があり、その後、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（令和6年2月策定。資源エネルギー庁）にその旨が反映されている。	
(2) 太陽光発電設備等設置後における改善策 (勧告要旨) 経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。 ○ トラブル等の事後対応のみならず、未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化し、発電設備の法令遵守を徹底させること。 現地調査の実施に当たっては、通報のあった発電事業者等の情報を活用した調査対象の選定や写真等を活用した設備の状況把握により効率的・効果的に行うこと。 (説明) 《制度の概要》 ○ 再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則は、発電事業者に対し、関係法令の遵守とともに、発電設備の適切な保守点検及び維持管理並びに標識及	→ 令和6年度から新たな予算措置を行い、全国の発電設備を対象に、年間1,300か所以上の現地調査を実施する体制を構築し、これまでトラブル等の発生後に実施していた現地調査を、トラブル等の未然防止のため、トラブル等の発生前にも実施することとし、令和7年1月末時点までに1,295設備に対して実施した。標識や柵堀の未設置といった状況がみられた設備については、今後、発電事業者に対して指導等を行う予定である。 現地調査の実施に当たっては、これまで通報のあった発電事業者の情報や、地図情報と照らした土砂災害警戒区域における設置状況等を基に対象設備を抽出しているほか、写真を活用した設備の状況把握により効率的・効果的に実施している。現地調査を通じて法令違反の実態を確認

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
び柵塀の設置を義務付けている。未設置等の法令違反については、改善命令や認定取消しといった措置が講じられる可能性がある。 《調査結果》 ○ 標識や柵塀の未設置等に関する事例が相当数みられたほか、同一の発電事業者等が市町村や都道府県域を越え、複数の太陽光発電設備で、不適切な維持管理や関係法令違反をしている状況がみられた。 ○ 市町村の中には、トラブル等の未然防止のため、条例等に基づき、設置完了届等が提出された発電設備に対する現地確認を実施し、標識や柵塀の設置状況、排水対策の実施状況等を確認しているところがみられた。 また、地域住民からトラブル等について相談を受けた場合には、ほとんどの市町村において、現地確認を実施し、トラブル等による被害の現状やその発生要因、関係法令違反の有無について把握した上で、発電事業者等への連絡、改善策や住民説明等に関する助言などを行っている状況がみられた。 ○ 一方で、発電事業者への対応に苦慮している市町村もみられ、中には、市町村が経済産業局等に通報している事例もみられた。 経済産業局では、認定取消しに至る可能性がある通報や土砂災害等の周囲に危険が及ぶ可能性がある通報を受けた場合に、必要に応じて現地確認を実施しているが、中には、限られた職員数で対応しているため、頻繁には実施できないとする経済産業局もみられた。 ○ 現地確認以外にも、以下のとおり、写真を活用して法令遵守状況等を確認している市町村や経済産業局がみられた。 i) 条例等により、発電設備の設置完了後の写真等の提出を発電事業者に義務付け、標識や柵塀等の設置を確認している市町村 ii) 指導等を行った後の標識や柵塀の設置状況など、改善状況を写真で確認している経済産業局	した場合には、関係機関に情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導等、FIT/FIP 交付金の一時留保、認定取消し等の措置を厳格に講じていく。

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
2 稼働後における発電事業者等の最新の連絡先の的確な把握（勧告要旨） 経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。 ① 標識に記載された連絡先や「再生可能エネルギー電子申請」サイトに登録された連絡先に変更があった際の変更手続について、太陽光発電ガイドライン等（注）で明確化した上で、定期的に注意喚起すること。 ② 発電事業者に対し、標識の連絡先の意義や発電事業者の責任（保守点検責任者への指導を含む。）について自覚を持ち、住民等から連絡があった場合に、責任ある対応がなされるよう、これらを太陽光発電ガイドライン等に明記し、徹底させること。 （注）「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成 29 年 3 月策定。資源エネルギー庁）及び「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（平成 29 年 3 月策定。資源エネルギー庁）。以下同じ。 （説明） 《制度の概要》 ○ 発電事業者等の連絡先（電話番号及びメールアドレス）については、事業計画の認定申請に当たり、「再生可能エネルギー電子申請」サイトから登録手続を行い、変更があった際には、太陽光発電ガイドライン等に明確な記載はないが、同サイトから発電事業者が変更手続をすることとなる。 ○ 標識に記載する連絡先については、太陽光発電ガイドライン等において、発電設備の事故等緊急時対応について責任を有する者（発電事業者又は保守点検責任者）の連絡先を記載することとなっている。 《調査結果》 ○ 標識や「再生可能エネルギー電子申請」サイトで閲覧できる発電事業者等の連絡先が更新されておらず、市町村や経済産業局が発電事業者等と連絡がとれない事例がみられた。この中には、積雪により発電設備が損壊しており危険性があるものの、連絡がとれないため放置されているなど、緊	→ ①については、太陽光発電ガイドライン等を令和 6 年 4 月に改定し、連絡先変更時に必要な手続について明記した。また、全ての発電事業者に対し、同年 9 月に連絡先に変更があった際は変更手続を行うよう注意喚起を行ったほか、今後も半年に一度を目途に、上記手続に関する注意喚起を行う予定である。 ②については、太陽光発電ガイドライン等において、「標識に掲示する連絡先に記載のある者は、認定基準及び認定を受けた事業計画に従って事業を実施すべきであること（保守点検責任者への適切な監督を含む。）を踏まえ、周辺住民等から連絡があった場合に、適切に対応を行う」よう明記し、発電事業者に対応を求めている。

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
急に対応すべき事例もみられた。 ○ 標識に記載されている緊急時の連絡先の発電事業者にも連絡しても、発電設備に詳しくないと返答され、対応に苦慮している市町村がみられた。	
3 地方公共団体との連携 (勧告要旨) 経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。 ① 地方公共団体が発電設備等に関する情報を収集しやすくなるよう、 i) 事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等(注1)(メール配信設定機能を含む。)を周知すること。 ii) 認定申請時の添付書類を地方公共団体が閲覧できるよう措置を検討すること。 ② 関係法令違反等の通報・改善が迅速に図られるよう、地方公共団体に対し、情報提供フォーム(注2)や関係法令違反通報機能(注3)を周知すること。 (注)1 「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログインIDを取得した地方公共団体等が閲覧できる設備申請情報(申請手続中の設備の情報)及び認定設備情報(既に認定を受けている設備の情報)。以下同じ。 2 経済産業省(資源エネルギー庁)のホームページに設けられている「不適切案件に関する情報提供のためのフォーム」。以下同じ。 3 「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログインIDを取得した地方公共団体等と経済産業省(資源エネルギー庁及び経済産業局)が、簡単に違反事例について情報共有ができるツール(令和5年3月運用開始)。以下同じ。 (説明) 《制度の概要》 ○ 経済産業省は、地方公共団体において、認定された再エネ発電設備の特定や発電事業者の連絡先等の把握をするための手段として、経済産業省(資源エネルギー庁)のホームページで公表している事業計画認定情報公表用ウェブサイト、及び認定設備情報等を提供している。	→ ① i) 及び②については、全地方公共団体向けの説明会である「地域社会における持続的な再エネ導入に関する情報連絡会」(令和6年10月開催)、地方別の「地域連絡協議会」(北海道地方、東北地方、中国地方で、同年7月から8月にかけて開催)及び都道府県別説明会(富山県、福井県、和歌山県で、同年11月に開催)の機会を通じて、事業計画認定情報公表用ウェブサイト、認定設備情報等、情報提供フォーム及び関係法令違反通報機能を地方公共団体に周知している。 ① ii) については、地方公共団体のニーズや発電事業者の個人情報保護の観点も踏まえ、検討していく。

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
○ 再エネ発電設備の関係法令違反等について経済産業省と地方公共団体間で情報共有する手段としては、情報提供フォーム、平成 30 年協力依頼（注）に基づく通報、関係法令違反通報機能がある。 （注）地方公共団体に対して発出された「FIT 法の関係法令違反に係る情報の提供について（協力依頼）」（平成 30 年 2 月 2 日付け資源エネルギー庁新エネルギー課再生可能エネルギー推進室事務連絡）。以下同じ。 《調査結果》 ○ 基礎調査で回答があった 861 市町村のうち、事業計画認定情報公表用ウェブサイトを知らないと回答したのは 509 市町村（59.1%）、認定設備情報等を知らないと回答したのは 564 市町村（65.5%）であり、事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等を知らないとした市町村が相当数みられ、これらの中にはトラブル等が発生している市町村もみられた。 一方、事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等について、活用している市町村からは、発電事業者等の特定などトラブル等の対応において役に立っているとする意見が聴かれた。 また、これらの市町村からは、認定設備情報等に認定申請時の添付書類（保守点検及び維持管理計画や関係法令手続状況報告書等）を掲載して、閲覧できるようにしてほしいとの要望がみられた。 ○ 基礎調査で回答があった 861 市町村のうち、情報提供フォームを知らないと回答したのは 605 市町村（70.3%）であり、情報提供フォームを知らないとした市町村が相当数みられ、これらの中にはトラブル等が発生している市町村もみられた。また、発電事業者への対応に苦慮しているが、経済産業局に対して情報提供や相談ができるという認識を有していない市町村もみられた。 一方、トラブル等の解決に向けた対応において、必要に応じ、直接経済産業局に通報したり、情報提供フォームにより通報したりしている市町村もみられた。	

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
4 発電事業者への適切な指導等の実施 (勧告要旨) 経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。 ① 経済産業局が指導等を行っても改善されない場合や、発電事業者と接触できなかった場合などについての経済産業局から経済産業省（資源エネルギー庁）への協議基準を整理すること。 ② 改善状況の確認を適確に行うため、写真等を活用するとともに、指導等の経緯等を記録し、組織内で共有すること。 ③ 他法令（注）違反やその疑いのある通報を受け付けた場合、関係機関への連絡や確認を励行すること。 ④ 設備 ID や発電設備の特定に役立つ情報が提供されるよう、情報提供フォームの形式を検討すること。 ⑤ 上記の措置を踏まえた指導等を着実に実施するとともに、改善されない場合は交付留保などの必要な措置を適確に実施すること。 （注）発電事業者が再エネ発電事業を営むに当たって遵守すべき関係法令のうち、再エネ特措法を除くもの。以下同じ。 （説明） 《制度の概要》 ○ 経済産業局は、再エネ発電設備のトラブル等に係る通報を受け付け、発電事業者に対する指導等を実施しており、指導等により法令違反が改善されない場合は、改善命令や認定取消しの措置を行うことができる。 ○ 令和 5 年の再エネ特措法の改正により、FIT/FIP 交付金を留保する措置が新設されるとともに、当該措置並びに改善命令及び認定取消しの措置の実施に当たり、所在不明の発電事業者に対する公示送達（注）の措置も新設された。 （注）相手方が所在不明で意思表示を到達させることができない場合に、その意思表示を到達させるための措置。経済産業省の掲示場に送達すべき書類を送達する旨を掲示し、掲示から 2 週間経過することによって、その効力が発生	→ ①については、これまでの関係法令違反等の事例や令和 6 年度から開始した現地調査の結果も踏まえ、令和 7 年度の早期に協議基準を作成する予定である。 なお、不適切事案への対応は、随時、詳細に経済産業局から経済産業省本省（資源エネルギー庁）に対し、情報共有や協議がなされるべきであると考えするため、経済産業局と本省との連携を職員の増員や定期的な会議の開催等により強化し、円滑な情報共有がなされる体制も構築している。 ②については、不適切事案に対する指導後の改善状況の確認方法及び指導等の経緯等の記録方法について、統一的な方法を検討し、各経済産業局と共有する。 ③については、経済産業局に直接通報があったものについては、当該通報の内容や現地調査の結果も踏まえ、各関係機関に情報共有を行うよう各経済産業局に依頼した。 ④については、令和 6 年 3 月に情報提供フォームを改修し、設備 ID の入力や現地写真の添付が可能な形式とした。 ⑤については、法令違反の実態を確認した場合には、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導等、FIT/FIP 交付金の一時留保、認定取消し等の措置を厳格に講じていく。 なお、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等に基づく関係機関からの指導がなされているにもかかわらず、改善されていなかった事業等に対し、令和 6 年 4 月に 9 件、8 月に 342 件、11 月に 19 件の FIT/FIP 交付金の一時留保措置を講じた。

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
《調査結果》 ○ 発電事業者に対する指導等について、経済産業局では、まずは口頭指導を実施し、口頭指導の実施後も改善がみられない場合や、口頭指導の際に連絡がとれない場合には、経済産業省本省（資源エネルギー庁）と協議を行いながら文書指導を実施するとしているが、その協議基準を定めている経済産業局はみられなかった。 また、連絡がとれない発電事業者に対し、通報の受付から長期間経過しているが、文書指導を実施していないとする経済産業局や、特定記録郵便にて連絡したものの、宛先不明で返送され、連絡がとれない発電事業者がいるが、特段の対応を行っていないとする経済産業局もみられた。 ○ 指導等を行った後の改善状況の確認や通報への対応に係る記録等の実施状況について、以下のとおり、経済産業局で区々となっている状況がみられた。 i) 写真により指導後の改善状況を確認しているとする経済産業局がみられた一方で、発電事業者から写真の提出がない場合でも、口頭で改善した旨の報告があれば、改善措置が実施されたものと判断しているとする経済産業局や、改善状況の確認は行っていないとする経済産業局がみられた。 ii) 様式を定めて対応案件一覧表を作成し、通報内容や発電事業者への連絡などの対応状況等を記録している経済産業局がみられた一方で、記録は作成しているが組織的に共有してはいないとする経済産業局や、平成30年協力依頼に基づく地方公共団体からの通報については記録を作成していないものがあるとする経済産業局もみられた。 iii) 他法令違反及びその疑いがある通報について、通報内容の事実確認を兼ねて関係機関に情報提供を行っているとする経済産業局がみられた一方で、通報者に対して関係機関に連絡するよう促すなど、自らは関係機関に情報提供を行っていないとする経済産業局もみられた。	

勧告事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
○ 情報提供フォームで通報する際に、設備 ID を把握していても、設備 ID を入力する欄がないため、入力していないとする市町村がみられた。	